

令和5年6月28日
県南地方振興局
生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業許可の取消しを行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

(1) 氏名 岡崎 信浩

(2) 住所 千葉県千葉市中央区末広四丁目18番18号

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（法第14条第1項）の取消し

3 処分の理由等

同人が、福島地方裁判所白河支部において懲役8月の刑等に処せられ、令和2年9月23日に刑が確定した。

このことにより、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ハ（禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者）の欠格要件に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。

4 処分年月日

令和5年6月26日